

## 加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱

農林水産事務次官依命通知  
令和4年12月9日付け4農産第3536号  
一部改正 令和5年12月4日5農産第3247号

### (趣旨)

第1 本事業により、令和2年12月8日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、農畜産物の流通に必須となる加工施設について、その再編合理化を通じたコスト縮減や、その機能高度化等を通じたニーズの高い加工品への転換等を支援することにより、農業の国際力強化を図る取組を支援する。

### (通則)

第2 加工施設再編等緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第3 補助金は、事業実施主体が次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するため必要な経費を補助することを目的とする。

- (1) 製粉工場等再編合理化事業
- (2) 精製糖工場等再編合理化事業
- (3) 乳業工場機能強化事業
- (4) ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業

### (事業の内容等)

第4 本事業の事業内容及び事業実施主体については、それぞれ別表1に掲げるとおりとする。

- 2 別表1に掲げる事業の成果目標、内容等については、農産局長等（農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）及び農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）をいう。以下同じ。）が別に定めるとおりとする。

### (事業の実施)

第5 事業実施主体は、自らが作成した事業実施計画書に記載された事業の目的、成果目標、事業の内容、実施体制等に基づき、事業を実施するものとする。

- 2 本事業の着手・着工は、原則として、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）後に行

うものとする。ただし、地域の実情に応じ、本事業の効率的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ないと認められる場合には、交付決定前に本事業の着手・着工が行えるものとする。

この場合において、補助事業者は、補助金の交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失については、自己の責めに帰することを了知した上で、本事業の着手・着工を行うものとする。

#### (交付の対象及び補助率)

第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表1に掲げる事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

#### (流用の禁止)

第7 別表2の区分の欄に掲げるI及びIIの事業に係る経費、IIの事業の経費の欄に掲げる1から4までの事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

#### (申請手続)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、農産局長等が別に定めるところにより作成した事業実施計画を添えて、別表3の補助事業者の区分に応じて、同表の交付決定者欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に交付申請書を提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

#### (交付申請書の提出期限)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（交付決定者が大臣の場合にあっては農産局長等）が別に通知する日までとする。

#### (交付決定の通知)

第10 交付決定者は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

#### (申請の取下げ)

第11 補助事業者は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決

定者に提出しなければならない。

(契約等)

第12 補助事業者（地方公共団体を除く。第12において同じ。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第13 補助事業者は、第10第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第14 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、農産局長等が別に定めるところにより作成した事業実施計画の変更と併せて、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除く。
  - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除く。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
  - 3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第15 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第16 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第17 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第2四半期及び第3四半期の末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期終了後の翌月末日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

#### (概算払)

第18 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

#### (実績報告)

第19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したとき（第14第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

第20 交付決定者は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える

る補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第 21 補助事業者は、第 20 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があつたこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 19 第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 20 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第 20 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第 22 交付決定者は、第 14 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があつた場合及び次に掲げる場合には、第 10 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 20 第 3 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

- 第 23 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付せざることがある。

#### (財産の処分の制限)

- 第 24 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大蔵大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
  - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
  - 4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 8 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 10 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
    - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
    - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
  - 5 第 3 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を国に納付することを条件とすることがある。

#### (残存物件の処理)

- 第 25 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければならない。

#### (補助金の経理)

- 第 26 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
  - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
  - 4 前 3 項及び第 27 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### (補助金調書)

- 第 27 補助事業者のうち地方公共団体にあっては、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 11 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

#### (事業実施状況の報告)

- 第 28 補助事業者は、農産局長等が別に定めるところにより、本事業の実施状況を別表 1 の 1、2 及び 4 に掲げる事業にあっては農産局長、同表の 3 に掲げる事業にあっては地方農政局長等（補助

事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては畜産局長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。)に報告するものとする。

(事業の評価)

第 29 補助事業者は、農産局長等が別に定めるところにより、本事業の実施結果を評価し、別表 1 の 1、2 及び 4 に掲げる事業にあっては農産局長、同表の 3 に掲げる事業にあっては地方農政局長等に報告するものとする。

(指導等)

第 30 国は、地域の実態に即し、かつ、加工施設の管理者の自主性及び創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県及び市町村と密接な連携を図りつつ、補助事業者に対して必要な助言を行うことができるものとする。

- 2 国は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行ふことができるものとする。
- 3 国は、本事業の効果的かつ適正な執行を確保するため、本事業の実施状況等について、本事業の関係者以外の者の意見を聴取し、必要に応じ、その意見を本事業に反映させるものとする。

(関係機関との情報共有)

第 31 国は、本事業の円滑な実施に資するため、必要に応じ、関係する都道府県との間で本事業に係る情報を共有するものとする。ただし、補助事業者の構成員に都道府県が含まれる場合は、この限りではない。

(事業費の低減)

第 32 本事業の実施に当たっては、補助事業者は、過剰と受け取られかねない推進活動並びに施設及び設備の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

2 本事業による施設及び設備の整備に当たっては、補助事業者は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である施設及び設備の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならない。

3 前項の費用対効果分析は、農産局長等が別に定める場合を除き、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」(令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食第 2087 号、3 農産第 2896 号、3 畜産第 1989 号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、農産局長、畜産局長通知)の(別紙 1)費用対効果分析指針(産地基幹施設等支援)を準用して定量的に分析を行い、本事業による施設及び設備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるものとする。

(他の施策との関連)

第 33 補助事業者は、作業従事者及び受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるように努めるものとする。

(委任)

第 34 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農産局長等が別に定めるところによるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は令和 4 年 12 月 9 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2398 号農林水産事務次官依命通知）及び加工施設再編等緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2397 号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2 による廃止前の加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付要綱及び加工施設再編等緊急対策事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この改正は令和 5 年 12 月 4 日から施行する。

別表 1（第 4、第 6、第 28、第 29 関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体
1 製粉工場等再編合理化事業	(1) 製粉工場等の合理化 ① 製粉工場等の廃棄・撤去 ② 契約済麦の引取円滑化 (2) 製粉工場等の体質強化 (3) 製粉工場等の多角化	事業種類欄の 1 に掲げる事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 製粉企業 (2) 精麦企業 (3) 麦茶製造企業
2 精製糖工場等再編合理化事業	(1) 製造施設の合理化 (2) 製造施設の高度化	事業種類欄の 2 に掲げる事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 精製糖企業 (2) 製糖企業 (3) 化工でん粉製造企業 (4) 糖化製品製造企業
3 乳業工場機能強化事業	(1) 製造ラインの転換	事業種類欄の 3 に掲げる事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 農業協同組合 (2) 農業協同組合連合会 (3) 乳製品製造を行う食品事業者
4 ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業	(1) 国産いもでん粉（国内産のばれいしょでん粉及びかんしょでん粉を言う。以下同じ。）工場の合理化 (2) 国産いもでん粉工場の体質強化	事業種類欄の 4 に掲げる事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 市町村 (2) 農業協同組合連合会 (3) 農業協同組合 (4) ばれいしょでん粉製造企業 (5) かんしょでん粉製造企業 (6) 廃棄施設協議会

別表2（第6、第7、第15関係）

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
I 国産農作物生産基盤強化等対策事業費補助金	補助事業者が本要綱に基づいて行う事業に係る次に掲げる経費  契約済麦の引取円滑化	定額  ただし、農産局長等が別に定める場合にあっては、別に定める額とする。		1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 補助事業者の名称の変更 4 事業の中止又は廃止
II 国産農作物生産基盤強化等対策整備費補助金	補助事業者が本要綱に基づいて行う事業に係る次の1から4までに掲げる経費  1 製粉工場等再編合理化事業 (1) 製粉工場等の廃棄・撤去 (2) 製粉工場等の体質強化 (3) 製粉工場等の多角化  2 精製糖工場等再編合理化事業 (1) 精製糖工場等の合理化 (2) 精製糖工場等の高度化  3 乳業工場機能強化事業 (1) 製造ラインの転換	1/2以内  ただし、農産局長等が別に定める場合にあっては、別に定める額とする。  1/2以内  ただし、農産局長等が別に定める場合にあっては、別に定める額とする。  1/2以内  ただし、農産局長等が別に定める場合にあっては、別に定める額とする。	同一の施設及び設備の設計単位ごとに次に掲げる変更又は国庫補助金の増  (1) 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減 (2) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 補助事業者の名称の変更 4 事業の中止又は廃止 5 施設及び設備の変更

4 ばれいしょでん 粉工場等再編合理化事業 (1) 国産いもでん 粉工場の合理化 (2) 国産いもでん 粉工場の体質強化	1/2以内 ただし、農産局長等が別に定める場合にあっては、別に定める額とする。	
---	--	--

別表3（第8関係）

事業名	補助事業者の区分	交付決定者
1 製粉工場等再編合理化事業 2 精製糖工場等再編合理化事業 3 ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業	左欄に掲げる事業を実施する補助事業者	農林水産大臣
4 乳業工場機能強化事業	左欄に掲げる事業を実施する補助事業者のうち以下の区分以外のもの	補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
	北海道に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	農林水産大臣
	沖縄県に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長

## 別記様式第1号（第8関係）

令和〇〇年度加工施設再編等緊急対策事業費補助金

〔 製粉工場等再編合理化事業  
精製糖工場等再編合理化事業  
乳業工場機能強化事業  
ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業 〕 交付申請書

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

(別表3の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載)

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇〇年度において、事業実施計画のとおり事業を実施したいので、加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱第8第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金	〇〇〇円
国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金	〇〇〇円

(注)

- 1 別表2の経費欄に掲げる該当事業名を括弧書で記載すること。
- 2 公募により採択された事業実施計画から変更がない場合には事業実施計画を省略できるものとし、変更がある場合には、事業実施計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
- 3 注2により、採択された事業実施計画の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合には、本文中の「事業実施計画のとおり事業を実施したいので」を「事業公募要領に基づき提出した事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」に書き換えること。
- 4 申請の際には次の書類を添付すること。なお、事業実施計画書に添付したものから変更がない場合には省略することができる。また、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該サイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
  - (1) 定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）
  - (2) 外部に委託する場合には、その委託契約書案
  - (3) 別表2の区分欄のⅡの経費欄に掲げる事業を実施する補助事業者にあっては、概算設計書等の事業費の積算根拠となる資料。また、工事雑費がある場合には、別紙工事雑費内訳明細書を添付すること。
  - (4) その他交付決定者が必要とする資料

(別紙)

工事雑費内訳明細書

補助対象事業名 及び施設名	工事雑費内訳			備考
	区分1	区分2	金額	
	報酬		○○○円	
	賃金			
	共済費			
	需用費	消耗品費 燃料費 光熱水料 印刷製本費 広告費 修繕費 食料費		
	役務費	通信運搬費 手数料 筆耕翻訳料 雜役務費		
	委託費			
	旅費			
	使用料及び賃貸料			
	備品購入費			
	公課費			
	代行施行管理料			

(注) 補助対象事業ごとに記入すること。

**別記様式第2号（第12関係）**

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

〔補助事業者〕 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約に係る競争入札等への参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。  
2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。  
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。  
3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた場合であつて、同一事案において他者が農林水産省の機関から当該契約の履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。  
ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合には、この限りでない。

### 別記様式第3号（第14関係）

令和〇〇年度加工施設再編等緊急対策事業費補助金

製粉工場等再編合理化事業  
精製糖工場等再編合理化事業  
乳業工場機能強化事業  
ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業

変更等承認申請書

番号  
年月日

交付決定者 殿

(別表3の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載)

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記とおり〇〇したいので、加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱第14の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。  
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

## 別記様式第4号（第16関係）

令和〇〇年度加工施設再編等緊急対策事業費補助金  
製粉工場等再編合理化事業  
精製糖工場等再編合理化事業  
乳業工場機能強化事業  
ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業} 遅延届出書

番 号  
年 月 日

交付決定者 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱第16第1項の規定に基づき届け出る。

### 記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定期間年月日		
	円	円	%	円			

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

**別記様式第5号（第17関係）**

令和〇〇年度加工施設再編等緊急対策事業費補助金

{ 製粉工場等再編合理化事業  
精製糖工場等再編合理化事業  
乳業工場機能強化事業  
ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業 } 事業遂行状況報告書

番号 年月日

交付決定者 殿

(別表3の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載)

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱第17の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		第〇・四半期までに完了したもの		第〇・四半期以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日		
	円	円	%	円			

(注) 1 「区分」欄には、別表2の経費欄に掲げる経費ごとに記載すること。  
2 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

**別記様式第6号（第18関係）**

令和〇〇年度加工施設再編等緊急対策事業費補助金

{ 製粉工場等再編合理化事業  
精製糖工場等再編合理化事業  
乳業工場機能強化事業  
ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業 } 概算払請求書

番 号  
年 月 日

交付決定者 殿  
(別表3の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載)

官署支出官 〇〇 殿  
(第18に定める官署支出官名を記入)

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった加工施設再編等緊急対策事業について、加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱第18の規定に基づき、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。  
(また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。)

記

令和〇〇年〇月〇〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A) - ((B)+(C)) 残額		事業完了予定期月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日まで 予定期出来高	金額	〇月〇日まで 予定期出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。  
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

**別記様式第7号（第19第1項関係）**

令和〇〇年度加工施設再編等緊急対策事業費補助金

{ 製粉工場等再編合理化事業  
精製糖工場等再編合理化事業  
乳業工場機能強化事業  
ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業 } 実績報告書

番 号 年 月 日

交付決定者 殿

(別表3の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載)

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、当該通知の内容に従い実施したので、加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱第19第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として加工施設再編等緊急対策事業費補助金の〇〇円の交付を請求する。

- (注) 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。  
2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。  
3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し、外部に委託した場合であって補助金の交付申請時にその委託契約書案を添付した場合は委託契約書の写し、別表2の区分欄のⅡの経費欄に掲げる事業を実施した補助事業者にあっては、出来高設計書、財産管理台帳の写し、工事雑費がある場合には補助金交付申請書の別紙工事雑費内訳明細書

**別記様式第8号（第19第2項関係）**

○○年度 加工施設再編等緊急対策事業費補助金

製粉工場等再編合理化事業	
精製糖工場等再編合理化事業	
乳業工場機能強化事業	
ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業	

年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

交付決定者 殿  
(別表3の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載)

所在地  
団体名  
代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱第19第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

**補助事業の実施状況**

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定期間
	補助事業 に要する 経 費 (A)	国 庫 補 助 金	(A) のう ち 年 度 内 支 出 濟 額	概 算 払 受 入 濟 額	(A) のう ち 未 支 出 額	翌 年 度 繰 越 額	
翌年度繰越し分 ○○○○ ○○○○	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 ○○○○							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越しを行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越しに際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越しに係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

## 別記様式第9号（第19第4項関係）

### 令和〇〇年度加工施設再編等緊急対策事業費補助金

〔 製粉工場等再編合理化事業  
精製糖工場等再編合理化事業  
乳業工場機能強化事業  
ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業 〕 の消費税仕入控除税額報告書

番号  
年月日

交付決定者 殿

(別表3の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載)

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定の通知のあった事業について、加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。）なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
  - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
  - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
  - ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

]

## 別記様式第10号（第26関係）

## 財産管理台帳

事業実施主体名

地区名			地区		事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名							
施設等 名称	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		備考
	事業種目 (事業細目)	事業実施 主 体	工種構造 又 は 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん 工年月 日	総事業費 国 庫 補助金	負担区分			耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容	
									都道府県	市町村	その他					
	計															
	計															
	合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。  
 3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第11号（第27関係）

令和〇〇年度  
農林水産省所管

〇〇補助金調書

国			地方公共団体名									備考
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳入			歳出						備考
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	
〇〇費												
〇〇費												
その他												

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（）すること。